イデックスでんきマーケットプラン（選択約款）

2026 年 11 月 1 日

1．適用

このイデックスでんきマーケットプラン選択約款（以下「この約款」といいます。）は、イデックスでんきマーケットプランの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
この約款にもとづく契約は、当社のイデックスでんき約款にもとづく需給契約に付帯するものといたします。

２．対象となるお客様

この約款は、イデックスでんき約款の適用内容を満たし、イデックスでんきマーケットプランにご契約いただいたお客さまを対象といたします。

３．この定義書の変更

イデックスでんき約款Ⅰ－２（約款の変更）に準じます。

４．電気料金

①マーケットプランＢ

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4)料金

料金は、基本料金、従量料金、電源購入料金、サービス料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、離島ユニバーサル調整料金、容量拠出金相当額を加減算したものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で定めた値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社はそれに応じて基本料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

10A	284 円 24 銭
15A	426 円 36 銭
20A	568 円 48 銭
30A	852 円 72 銭
40A	1,136 円 96 銭
50A	1,421 円 2 銭
60A	1,705 円 44 銭

ロ 従量料金

従量料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で定めた値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社はそれに応じて託送従量料金相当額を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲

載等、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

1 kWh につき	7 円 80 銭

ハ 電源購入料金

電源購入料金は、日本卸電力取引所のスポット取引市場における、九州エリアの 30 分単位のエリアプライスに、九州エリアの損失率を考慮したお客様の 30 分毎の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、損失率は一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社は損失率を変更することができるものとします。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する損失率に基づき、電源購入料金が計算されるものとします。

エリアプライスおよび損失率は、当社ウェブサイトにて定期的にお知らせします。

電源購入料金＝（30 分毎のエリアプライス×（1+税率/100））×（30 分毎の使用電力量÷(1-損失率/100)）

損失率	8.6%

ニ サービス料金

サービス料金は以下の通りです。

1 kWh につき	5 円 50 銭

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定いたします。

ヘ 離島ユニバーサル調整料金

離島ユニバーサル調整料金は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定いたします。

ト 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、イデックスでんき約款別表 5（容量拠出金相当額）によって算定いたします。

②マーケットプランＣ

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとにイデックスでんき約款別表 8（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、イデックスでんき約款別表 9（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、イデックスでんき約款別表 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事

業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4)料金

料金は、基本料金、従量料金、電源購入料金、サービス料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、離島ユニバーサル調整料金、容量拠出金相当額を加減算したものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で定めた値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社はそれに応じて基本料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

1 kVA につき	284 円 24 銭

ロ 従量料金

従量料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で定めた値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社はそれに応じて従量料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

1 kVA につき	7 円 80 銭

ハ 電源購入料金

電源購入料金は、日本卸電力取引所のスポット取引市場における、九州エリアの 30 分単位のエリアプライスに、九州エリアの損失率を考慮したお客様の 30 分毎の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、損失率は一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社は損失率を変更することができるものとします。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する損失率に基づき、電源購入料金が計算されるものとします。

エリアプライスおよび損失率は、当社ウェブサイトにて定期的にお知らせします。

電源購入料金＝（30 分毎のエリアプライス×（1+税率/100））×（30 分毎の使用電力量÷(1−損失率/100)）

九州エリア損失率	8.6%

ニ サービス料金

サービス料金は以下の通りです。

1 kWh につき	5 円 50 銭

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定いたします。

ヘ 離島ユニバーサル調整料金

離島ユニバーサル調整料金は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定いたします。

ト 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、イデックスでんき約款別表 5（容量拠出金相当額）によって算定いたします。

③マーケットプラン動力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i.の係数を乗じて得た値の合計に ii.の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はイデックスでんき約款別表 6（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、ii.の係数を乗じないものといたします。

i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから

最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
次の 2 台の入力につき	95 パーセント
上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ii. i.によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、イデックスでんき約款別表 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5)料金

料金は、基本料金、従量料金、電源購入料金、サービス料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、離島ユニバーサル調整料金、容量拠出金相当額を加減算したものといたします。

イ基本料金

基本料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「動力標準接続送電サービス」の料金を基に当社で定めた値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社はそれに応じて基本料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

1kWにつき	770円91銭

ロ従量料金

従量料金は、一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「動力標準接続送電サービス」の料金を基に当社で定めた値といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社はそれに応じて従量料金を変更することができるものとします。また、その場合には、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

1kWにつき	5円53銭

ハ 電源購入料金

電源購入料金は、日本卸電力取引所のスポット取引市場における、九州エリアの 30 分単位のエリアプライスに、九州エリアの損失率を考慮したお客様の 30 分毎の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、損失率は一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。一般送配電事業者の定める託送供給等約款が変更された場合、当社は損失率を変更することができるものとします。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する損失率に基づき、電源購入料金が計算されるものとします。

エリアプライスおよび損失率は、当社ウェブサイトにて定期的にお知らせします。

電源購入料金＝（30 分毎のエリアプライス×（1+税率/100））×（30 分毎の使用電力量÷(1−損失率/100)）

九州エリア損失率	8.6%

ニ サービス料金

サービス料金は以下の通りです。

1 kWh につき	5 円 50 銭

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定いたします。

ヘ 離島ユニバーサル調整料金

離島ユニバーサル調整料金は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定いたします。

ト 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、イデックスでんき約款別表 5（容量拠出金相当額）によって算定いたします。

５．その他

(1) この約款に定めのないその他の事項については、イデックスでんき約款に定めるところによります。

(2) この約款およびイデックスでんき約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。